障害者活躍推進計画

令和7年4月

長崎県病院企業団

機関名	長崎県病院企業団
任命権者	企業長 八橋 弘
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間) なお、計画期間内においても、毎年度取り組み状況 等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこ ととする。
長崎県病院企業団における障害者雇用に	各職員が能力を発揮しつつ法定雇用率を維持して いくために、各種取り組みを継続して進める必要があ
関する課題	る。

目標

①採用に関する目標	【実雇用率】 各年6月1日時点で法定雇用率以上 (評価方法)毎年の任免状況通報による把握
②定着に関する目標	職場環境を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)アンケート調査等により当該年度採用者の定着状況を把握
③満足度、ワーク・エン ゲージメントに関する 目標	前年度を上回る。 (評価方法) 毎年の任免状況通報調査の際に在籍している障害の ある職員(新規採用を除く)に対し、アンケート調査等 により把握し管理する。

取組内容

1.障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、本部総務部長を選任す	
	る。	
	○5人以上障害のある職員を雇用する事業所には、障	
	害者職業生活相談員を1名以上選任する。	
	〇障害のある職員の雇用が5人未満の事業所におい	
	ても、身近に相談できる体制の構築を図る。	
(2)人材面	〇障害者職業生活相談員に選任されたものは、労働局	
	が開催する障害者生活相談員資格認定講習を受講す	
	る。	
	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に	
	1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課または長崎労	
	働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養	
	成講座」の受講案内を行い、参加を募る。	
2.障害者活躍の基本となる職務の選定・創出		
	○定期的に面談を行い、障害のある職員と業務の適切	
	なマッチングができているのかの点検を行い、必要に	
	応じて検討を行う。	
	○採用前の合格者面談を実施するなど、障害のある職┃	
	員の障害特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等	
	を確認する。 	
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1)職務環境	〇障害のある職員からの要望を踏まえ、就労支援機器	
	の購入等、環境整備を検討する。	
	〇障害のある職員からの要望を踏まえ、作業マニュア	
	ルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順	
	の簡素化や見直しを検討する。	
	○採用選考時においても、拡大文字による対応のほ	
	か、障害特性から必要な機器の持込、手話通訳者や就	
	労支援機関の職員等の同席を可能とするなど、採用選	
	考の実施にあたり、必要な配慮を行う。	
	○新規に採用した障害のある職員については、面談に	

	より必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講
	より必安は印度守で打造し、極続内に必安は泊直で語しいる。
	〇なお、措置を講じるにあたっては、障害のある職員
	からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範 四マ済気に中性する
(0) ## IST	囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○特別支援学校等の生徒を対象とした職場実習を積 極的に行う。
	〇一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職
	員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や
	職務の選定を工夫する。
	○新規採用の場合には、職場の具体的なイメージを持
	つことができるよう、採用前に業務見学や説明等の機
	会を設け、障害者一人ひとりの障害特性や適した業務
	等の確認を行う。
	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できること、といった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能、といった条件を設定
	する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支
	援がうけられること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関のみの受け入れを実施する。
(3)働き方	○ワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、時間単位
	の年次有給休暇や、各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア育成	○院内の勉強会には過重な負担となる場合を除き参
	加するよう促すなど、実務能力や専門性の向上を図
	る。
	○。 ○視覚障害者について資料を拡大するなど、研修受講
	にあたり必要な配慮を行う。
(5)その他の人事管理	〇定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を ○ ○
(リ/ CV/I世V/八争日任	実施し、状況把握・体調配慮を行う。
	○障害のある職員からの要望を踏まえ、障害特性に配

慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となる よう支援する。

〇中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。

○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等の障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講ずる。

4.その他

○効果的かつ効率的な取り組みとなるよう、法令の改定のほか、障害者の要望や意見等も踏まえて対応していく。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等へ の発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進す る。